

1 売払い処分等の対象となる土地

- ・米沢市が所有している土地
- ・道路や水路などで米沢市が国から譲与を受けた土地（法定外公共物）

2 現地の状況

- ・道や水路などの公的な利用がされていない土地
- ・道や水路などの施設を適切に付替えが可能なもの

3 売払い等の申請から登記まで

- 1) 事前の相談 土地の状況や手続きの方法など申請の前に相談願います。
用途廃止の基準は裏面のとおりです。
特に、付替えの場合は申請の前に土木課の確認が必要です。
- 2) 現地の計測 土地の境界の確定や面積の算定が必要となります。
土地家屋調査士などの有資格者に測量を依頼してください。
- 3) 申請書提出 米沢市へ売払等の申請書を提出してください。
原則、申請者は隣接する土地の所有者です。
添付する書類は裏面のとおりです。
- 4) 売払の通知 米沢市から市有財産処分委員会の結果を通知します。
(有効期限は6カ月です。)

市有財産処分委員会は定期的を開催します。

申請書の提出期限	市有地処分委員会開催	土地売買の契約予定
4月末	5月末	6月末
7月末	8月末	9月末
10月末	11月末	12月末
1月末	2月末	3月末

- 5) 売払い契約 原則、申請人が米沢市役所に来庁して契約を行います。
- 6) 代金の納付 契約日から20日以内に一括納付となります。
- 7) 土地の登記 代金の納付後に必要な書類を交付しますので、土地家屋調査士に登記を依頼してください。

4 代金について

土地代金は次の式を標準とします。なお、不動産鑑定書の提出があったものはその価格を優先とします。

$$\text{土地代金} = \text{土地の面積 (m}^2\text{)} \times \text{固定資産税の路線価 (円/m}^2\text{)} \div 0.7 \times 50\%$$

5 費用の負担について

土地の代金の他に、土地の測量費や契約書の印紙代、土地の登記にかかる登録免許税など、申請に伴う全ての費用は申請者の負担となります。

【 用途廃止の基準 】

- (1) 状況の変化により法定外公共物としての機能を失い、将来的にも機能回復する必要がないもの。
- (2) 区画形質の変更が行われ、存置させることが不適當又は不必要であるもの。
- (3) 水道管、下水道管が埋設されていないなど、公共的利用がないもの。
- (4) 用途廃止に係る法定外公共物内にある施設に代わるべき施設（以下、代替施設という。）によって付け替えられ、同等以上の機能が保証されるもの。
- (5) 代替施設がある土地（以下、代替施設用地という。）は、地上権や抵当権その他の所有権以外の権利がないことや相続が完了していることなど、米沢市に名義を変更することに支障がないもの。
- (6) 隣接する土地の所有者、その土地を管理する土地改良区、水路管理者若しくは町内会などの通常の利用が考えられる利害関係者から法定外公共物の用途廃止の同意が得られたもの。
- (7) その他、行政財産として存置する必要がないもの。

【 代替施設の基準 】

- (1) 財産管理者の指導で整備した代替施設であること。又は既存の代替施設で、その機能に支障がないことを財産管理者が認めたもの。
- (2) 法定外公共物の機能が今後も必要とされ、代替とすることが適當であるもの。
- (3) 代替施設が次のいずれにも該当し、市が寄附受納することができるもの。
 - ア 代替施設が従前の施設と比較して、機能及び財産価値が同等以上であると認められるもの。
 - イ 申請財産と一体利用しようとする土地に隣接する道路や水路などの法定外公共物に円滑に接続され、利便の向上に繋がるもの。
 - ウ 代替施設の設置により、公衆に利便をもたらすもの。

【 申請書に添付する書類 】

- (1) 位置図
- (2) 申請箇所を示した図面
- (3) 不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する地図又は地図に準ずる図面
- (4) 現況平面図及び現況写真
- (5) 測量図及び求積図（座標値を用いて土地の境界が確定されているもの）
- (6) 隣接者及び関係者からの用途廃止の同意
- (7) 隣接地の登記事項証明書
- (8) 隣接者が土地取得の意思のないことの確認（売払いの場合）
- (9) 隣接者及び利害関係者からの付替えの同意（代替施設がある場合）
- (10) 代替施設の平面図、構造図及び横断図（代替施設がある場合）
- (11) 隣接者が登記事項証明書と異なる場合、その関係性が証明できる書類
- (12) 申請者の住民票（法人の場合は法人登記簿）
- (13) 暴力団排除に関する誓約書 ※ 同意を必要とする利害関係者は、水路は地元の水利関係者に、道路は地元の町内会等に確認してください。
- (14) その他必要と認める書類

(第36条関係)

(日本産業規格A4)

普通財産売払申請書

令和 年 月 日

米沢市長 様

住 所

申請人 氏 名

電話番号 () -

下記により公有財産の売払いを受けたいので申請します。

記

財産 の 表 示	所 在	米沢市
	区 分	土 地
	数 量	. m ²
買 受 の 目 的 又 は 用 途		
そ の 他 参 考 事 項		
添 付 書 類 図 面 等		

同 意 書 （売払申請用）

下記の公共用財産について、用途廃止の申請を行うことに異議ありません。

なお、利害関係者の内、隣接する土地の所有者においては、下記の公共財産を取得する意思のないことを合わせて確認します。

公共用財産の所在地				種目	面積（㎡）		備考
郡市	大字	字	地番先				

令和 年 月 日

申請者 様

利害関係者

所有地の所在又は利害関係	住 所	氏 名 （署名）

（その他）

暴力団排除に関する誓約書

私 当社は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 下記の該当の有無を確認するために、米沢市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿等が山形県米沢警察署に提供されることについて同意します。
- 3 暴力団の不当な要求には応じません。また、不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報するとともに、米沢市に報告します。
- 4 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、米沢市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

米沢市長 あて 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

令和 年 月 日

米沢市長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
連絡先 _____

公 共 用 財 産 交 換 申 請 書

下記のとおり公共用財産の交換を願いたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 交換に供しようとする財産

土 地 の 所 在					種 目	地 積 m ²	価 格	摘 要
郡市	町村	大字	字	地 番				

2 交換により取得しようとする公共用財産

土 地 の 所 在					種 目	地 積 m ²	価 格	摘 要
郡市	町村	大字	字	地 番				

3 交換しようとする理由

4 承 諾 事 項

- (1) 私が受ける交換差金が生じた場合は、この請求を放棄します。
(不足額を負担します。)
- (2) 交換により供しようとする財産に所有権以外の権利が設定されている場合は、私においてすべて消滅させます。
- (3) 所有権移転登記に伴い登録免許税は私において負担します。

5 添 付 書 類

- (1) 位置図 (2) 案内図 (3) 公図写し (4) 実測平面図
- (5) 求積図(新旧について境界承諾等あるもの) (6) 現況写真(新旧について)
- (7) 交換に供しようとする土地の登記簿謄本 (8) 登記承諾書 (9) 印鑑証明書
- (10) 法人の場合は、法人の登記簿抄本及び議事録抄本 (11) 同意書 (12) 住民票

同意書（交換申請用）

下記の公共用財産について、用途廃止及び公共財産交換の申請を行うことに異議ありません。

公共用財産の所在地				種目	面積（㎡）		備考
郡市	大字	字	地番先				

令和 年 月 日

申請者 様

利害関係者

所有地の所在又は利害関係	住所	氏名（署名）